

野村好弘・小賀野晶一編

『人口法学のすすめ - 少子化社会と法学の課題 - 』

信山社, 1999年刊, pp.390

「人口法学」とは聞き慣れない言葉であるが、編者の野村好弘氏が提唱する新しい考え方である。すなわち、わが国および欧米諸国における少子・高齢化の進行、また他方開発途上国における「人口爆発」に伴って新たな法的・社会的課題が浮上・出現しており、具体的には、人口、人間（卵子・精子の発生、誕生から死亡まで）、食糧、エネルギー、環境、介護などの各問題としてとりあげることができ、法学を含む関係諸科学からの検討を必要としていると編者は考える。これを「人口法学」（population law）としてとらえ、本書を皮切りに研究をすすめてゆこうとするものである。

本書は「序：21世紀の法学」に続き、3部19章の分担執筆からなる。すなわち第1部「人口法学の現状と課題」：人口問題の現状：世界、中国、そして日本、ピルをめぐる諸問題、人工妊娠中絶の倫理、遺伝子の解明と法、少子・高齢化社会における法的課題、第2部「人口と民法学の課題」：

民法における出生前児（胎児）の地位：「胎児の生命権」確立を目指して、アニマル・ライツと自然の権利、外国人の法的権利：人口法学の観点から、国際結婚：アジアの花嫁をめぐる、夫婦別姓、母体保護、体外受精、代理母の法的問題点、家族法における男女平等の実現：中国法との比較、介護問題の法的課題：民法からの展望、尊厳死・安楽死、第3部：「外国法の状況と日本法への示唆」：中国の人口政策と民法、女性器切除（FGM）について、人口問題に探るラテンアメリカの社会・法制度・人、人口問題の国際化と国際法、という構成である。

執筆者は主に民法の専門家であり、人口学の専門家は若林敬子氏ただ1人（章）で、この章が本書全体の人口統計学的基礎をなしている。個人間の私的な関係を扱う民法と人口問題がどうして結びつくのかと思ったが、マクロの人口・環境、また科学技術などにおける近年の激しい変化が現に具体的な民事訴訟の事例に反映しつつあることを本書によって知り、納得した。たとえば胎児の損害賠償請求（章）（著者は胎児の生命権が含意されるとみる）、野生動植物を原告とする公共事業の差し止め請求（章）、仲介業者を介した国際結婚におけるトラブル（章）など実際に日本で起こった裁判事例が取り上げられている。いうなれば、民法は社会通念（いいかえれば多数派の意識・行動形態）の上に成り立つが、社会の基盤をなすマクロの諸条件が激変しており、「通念」そのものを揺るがす時代にわたしたちは直面しているのだといえよう。

本書の19編の論文はそれぞれの立場からそれぞれの分野の動向が手堅くまとめられたもので、いまだ「人口法学」という固有の方法論の確立を示すものではない。しかしこれを「人口法学」という言葉で括ったところに本書の画期的な意義があると思う。すなわち法学者を中心にしたグループによるこの新しいアプローチを「人間法学」でも「社会法学」でもなく、「人口法学」と名づけたところに新鮮な学問の展開を感じる。これを法学から人口現象への接近とみれば、それは一方で人口学が本来有する自然・社会諸システムを橋渡する根幹的な科学としての性質から必然的な成り行きと評者には思える。しかし他方、従来人口学研究者の側では「人口問題」や「人口政策」を狭くとらえる傾向があり（マルサス以来最近まで、「人口問題」といえばもっぱらマクロの人口と経済の関係ととらえる見方が主流であったといえよう）、人口と倫理や法制度との関わりに着目した研究はきわめて少なかっただけに、本書の出現は人口学の側に大いに刺激を与えることにもなる。

ともあれ今後このような学問の垣根を超えた共同研究の動きがいつそう進み、人口学研究者と法学や倫理学の研究者との交流・連携の道が新たに切り開かれていくことが期待される。また本書はここに挙げられた多彩な項目に関する手近な情報源としても有用である。

（佐藤龍三郎）